

令和2年10月30日

株主各位

三菱倉庫株式会社

中間配当金支払いに関するお知らせ

本日開催の当社取締役会におきまして、第218期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の中間配当金の支払いについて下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

記

当社定款第37条の規定に基づき、令和2年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- 中間配当金 1株につき 金30円
- 支払請求権の効力発生日
並びに支払開始日 令和2年12月1日(火)

以上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いのための配当金領収証は、きたる11月30日にお届出ご住所あてにご送付申し上げ、また、口座振込をご指定の方には12月1日付をもってご指定の口座にお振込の手続をする予定でございます。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
(ご連絡先) 東京都府中市日鋼町1-1
電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)
(ご郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部